

< 働き方改革 >

★ News 『有給休暇』取得の義務化 → 2019年4月1日から



昨年 6 月、国会で可決成立した「働き方改革法」(「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」)により、2019年(平成31年)4月1日から全ての企業・使用者に対して「年5日の年次有給休暇の確実な取得」が義務付けられます。

『年次有給休暇』は原則として、労働者が請求する時期に与えることとされています。しかし取得率は約 50% (厚労省調査)と低く、取得率アップが課題です。

『年次有給休暇』 → 年5日の確実な取得へ

- 雇入れの日から6ヶ月継続勤務し、その6ヶ月間の全労働日の8割以上出勤した労働者には、原則として10日の『年次有給休暇』を与えなければなりません。
- 労働基準法の「管理監督者」も、『年次有給休暇』の対象労働者に含まれます。  
(「管理監督者」は、労働時間や休日の規定の対象外ですが、『年次有給休暇』や深夜割増賃金の支給は必要です。)
- パートタイム労働者など労働日数が少ない労働者には、労働日数に応じて比例付与されます。
- 労働者の勤続年数と、付与する『年次有給休暇』の日数

継続勤続年数	6ヵ月	1年 6ヵ月	2年 6ヵ月	3年 6ヵ月	4年 6ヵ月	5年 6ヵ月	6年 6ヵ月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

- ※ 使用者は、労働者ごとに『年次有給休暇管理簿』を作成し、3年間の保存義務があります。
- ※ 『年次有給休暇』を取得させなかった場合、30万円以下の罰則が科せられます。

消費税率 10%・経過措置

★ News 2019年10月1日前後の消費税率の適用について

2019年(平成31年)10月1日=「31年施行日」から、消費税率が8%から10%に上げられます。事業者が国内にて行う資産の譲渡等並びに課税仕入れ等については、次の注意が必要です。

- 「31年施行日」の前日=2019年9月30日までに締結した契約に基づく資産の譲渡等並びに課税仕入れ等であっても、「31年施行日」(2019年10月1日)以後に行われるものは、経過措置が適用されるものを除き、新税率10%が適用されます。
- 経過措置が適用されるものについては、旧税率8%が適用されます。

<例> 請負工事等

「31年指定日」(2019年4月1日)の前日=2019年3月31日までに締結した工事等の請負契約に基づき、「31年施行日」以後に課税資産の譲渡等を行う場合 → 旧税率8%が適用

★ Memo 医療費控除の注意点

医療費控除は、2018年(平成30年)1月1日~12月31日に支払った医療費が一定額を超えたとき、その額について一定の所得控除が受けられる制度です。「協会けんぽ」から届いた「医療費のお知らせ」は、平成29年11月~平成30年9月分なので、ご注意ください。また自治体が負担する子どもへの医療費助成等は反映されていないため、訂正して申告して下さい。

○3月15日は所得税の確定申告や贈与税の申告期限です。準備をお願い致します。

〒462-0844 名古屋市北区清水2-19-9  
田中会計事務所 税理士 田中育雄  
TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259  
<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>